

明石市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）

【条例制定の背景】

社会福祉法の改正（令和2年4月1日施行）により、都道府県・政令指定都市・中核市は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省令（令和元年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）を踏まえて条例を定めることとなったため、本市においても条例を制定するものです。

【無料低額宿泊所とは】

社会福祉法に規定されている第二種社会福祉事業のうち、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」に基づき設置される施設をいいます。

【条例に定める主な事項】

- （1）基本方針
- （2）無料低額宿泊所の設備構造等の一般原則
- （3）無料低額宿泊所を運営する者が従うべき事業に必要な設備の基準
- （4）無料低額宿泊所を運営する者が従うべき職員配置の基準
- （5）無料低額宿泊所を運営する者が従うべき事業運営の基準

【基準に対する明石市の考え方】

本市が基準を定めるにあたっては、原則として基準省令に準拠することとします。その上で、明石市独自の基準として以下の内容を定める予定です。

- （1）運営からの暴力団等の排除
- （2）職員に対する利用者の権利擁護等を推進する研修の実施
- （3）必要に応じた入居者の安否確認の実施

【施行期日】

令和2年4月1日（予定）